

橋本市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

橋 本 市

資料編

1 ライフステージ別の事業一覧

第4章「施策の展開」における基本目標ごとの「主な活動」について、ライフステージ別に下表に整理しました。

主な活動	対象								備考
	妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	保護者・家庭	地域・その他	
基本目標1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実									
主要課題(1)地域における子育て支援サービスの充実									
・子育て支援センター事業									
・健康相談事業									
・子育てサークルの育成・活動支援									
・ママパパ教室の充実									
・乳児交流教室									
主要課題(2)教育・保育サービスの充実									
・認定こども園の整備									
・児童発達支援事業									
・延長保育事業									
・預かり保育事業									
・教育・保育に携わる職員研修の充実									
・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携									
主要課題(3)子どもの居場所づくり									
・公園・広場等の整備									
・放課後子ども教室事業									
・放課後児童健全育成事業(学童保育)									
・子ども館・児童館活動の充実									
・各種図書館事業の充実									
・放課後等デイサービス									
基本目標2 親と子の健康の確保と増進									
主要課題(1)子どもと親の生命と健康を守る取り組み									
・家庭児童相談室事業									
・妊婦健診事業の推進及び充実									
・乳幼児健診・相談事業									

主な活動	対象								備考
	妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	保護者・家庭	地域・その他	
・生活習慣病予防のための各種健診									
・食育の推進									
・地産地消の推進									
・早寝早起き朝ごはん運動									
・いのちを育む授業									
主要課題(2)小児医療の充実									
・緊急医療体制の充実									
・休日急患医療体制の充実									
・AED の設置									
・乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費助成制度									
基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備									
主要課題(1)学校教育環境の充実									
・教員研修の充実									
・橋本市教育研究委託事業の推進									
・スクールカウンセラー配置事業の活用									
・共育コミュニティの推進									
主要課題(2)家庭や地域の教育力の向上									
・家庭教育支援事業									
・各地区公民館事業									
・教育フォーラムの開催									
・PTA 活動の充実									
・応援ボランティアの登録									
主要課題(3)児童の健全育成の取り組み									
・青少年団体連絡協議会事業									
・スポーツ少年団活動の推進									
・中学生ボランティア活動の推進									
・青年指導員連絡会事業									高校生・大学生が対象
主要課題(4)次代の担い手づくり									
・キャリア教育(職場体験学習)の推進									
・いのちを育む授業									
・男女共同参画事業									
・公民館事業(三世代交流会)									

主な活動	対象								備考
	妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	保護者・家庭	地域・その他	
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備									
主要課題(1)安全なまちづくり									
・事故防止に関する啓発									乳幼児期
・防災教育の推進									
・地域における防災活動の促進									
・保育園、幼稚園、認定こども園、学校等の防災対策の推進									
主要課題(2)良好な住宅及び住環境の整備									
・シックハウス対策の実施									
・ゴミの分別収集とリサイクルの促進									
・私立幼稚園こども園化整備費補助									
・交通安全施設の整備									
基本目標5 仕事と生活の調和の促進									
主要課題(1)仕事と子育ての両立の支援									
・男女共同参画意識の啓発と教育									
・男女共同参画についての事業者への周知と啓発									
・男性の子育て等家庭生活への参画促進									
・職業能力の開発及び情報の提供									
・女性のエンパワーメントの促進									
基本目標6 子どもたちの安全の確保									
主要課題(1)事故を防止する安全の確保									
・交通安全教育の推進									
・登下校の見守り活動									
・通学路の安全点検									
主要課題(2)犯罪等の被害から守る活動									
・安全パトロールの推進									
・きしゅう君の家運動の推進と周知活動									
・子ども安全教室などによる防犯意識の啓発									
・防災行政無線を活用した安全啓発									
・青少年育成市民会議									
主要課題(3)被害に遭った子どもへの支援									
・カウンセリング等支援事業									

主な活動	対象								備考
	妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	保護者・家庭	地域・その他	
基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進									
主要課題(1)児童虐待防止対策の充実									
・子どもの人権に関する啓発									
・要保護児童対策地域協議会の運営									
・児童相談事業及び関係機関の連携									
・乳幼児等健診未受診者へのフォロー									
・子育て関係団体との連携									
・いのちを育む授業									
・子育て短期支援事業(トワイライトステイ含)									
主要課題(2)ひとり親家庭の自立支援									
・自立支援員による就労支援									
・児童扶養手当の給付									
・ひとり親家庭医療助成事業									
・母子寡婦福祉資金貸付制度受付									
・助産施設入所事業									
・母子生活支援施設事業									
主要課題(3)児童発達支援施策の充実									
・特別支援学級などにおける教育・訓練の充実									
・児童発達支援事業の推進									
・研修等による教員の専門性の向上									
・加配保育士・教員の配置									
・発達相談員による相談支援の推進									
・療育検討委員会									
・サポート教室、ことばの教室の設置									
・のびのび教室事業									
・たんぽぽ園の充実									

2 橋本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 橋本市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属
市民公募	上杉 尚子	公募委員
行政	坂本 安弘	橋本市 教育委員会 次長
こども園指定管理者代表	佐々木 和代	社会福祉法人 顕陽会 すみだこども園 園長
幼稚園保護者代表	新谷 香織	橋本市幼稚園PTA（橋本幼稚園PTA代表） 会長
保育園保護者代表	菅原 成典	橋本市保育園こども園保護者会連合会 会長
社会福祉関係団体代表	西山 嘉造	橋本市民生委員児童委員協議会 会長
市民公募	船井 真紀子	公募委員
発達支援事業者	船木 栄子	社会福祉法人 桃郷 つくしんぼ園 園長
学識経験者	古井 克憲	和歌山大学 教育学部 准教授
地域子育て支援者	前迫 早苗	特定非営利活動法人 橋本おやこNPO 理事長
行政 (平成26年4月24日まで)	栢谷 俊介	橋本市 健康福祉部 部長
行政 (平成26年4月25日より)	石橋 章弘	橋本市 健康福祉部 部長
幼稚園経営者代表	松井 直輝	学校法人 泉新学園 理事長
保育園経営者代表	武藤 廣茂	社会福祉法人 白鳩会 あやの台保育園 園長
社会福祉関係団体代表	村本 秀子	橋本市母子保健推進委員会 会長
学童保育関係者	守安 久美	橋本市学童保育連絡協議会 代表

4 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	会議等内容	議事等
平成25年 9月27日	平成25年度 第1回 橋本市子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援制度について ②橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について
平成25年 10月11日 ～ 10月28日	「子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 橋本市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）2,225人、橋本市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）1,738人に郵送配布・郵送回収 回収結果：就学前児童調査：1,145件（回収率：50.7%）、小学生調査：831件（回収率：47.6%）
平成26年 1月27日	平成25年度 第2回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 集計結果報告 ②教育・保育提供区域の設定について
平成26年 3月28日	平成25年度 第3回 橋本市子ども・子育て会議	①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ②確認を受ける特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について
平成26年 4月28日	平成26年度 第1回 橋本市子ども・子育て会議	①教育・保育及び地域子育て支援事業にかかる量の見込み算出結果について
平成26年 7月2日	平成26年度 第2回 橋本市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）橋本市子ども・子育て支援事業計画骨子（案） ②橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案） ③橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

開催年月日	会議等内容	議事等
平成26年 7月3日 ～ 7月17日	<ul style="list-style-type: none"> • 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 • 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 • 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 <p>以上 3 つの基準に係る条例案に関するパブリックコメントの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 提出者数：11人（意見件数：29件） • 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 提出者数：6人（意見件数：8件） • 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 提出者数：無
平成26年 8月19日	平成26年度 第3回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子ども・子育て支援事業計画にかかる「量の見込み」及び「確保の方策」について
平成26年 12月19日	平成26年度 第4回 橋本市子ども・子育て会議	① 橋本市子ども・子育て支援事業計画（原案）について
平成27年 1月6日 ～ 1月30日	「橋本市子ども・子育て支援事業計画案に関するパブリックコメント」の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 提出者数：1人（意見件数：2件）
平成26年 3月19日 (予定)	平成26年度 第5回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子ども・子育て支援事業計画について

橋本市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月

編集：橋本市

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

(TEL) 0736-33-1111

(FAX) 0736-33-1665

(URL) <http://www.chw.jp/>